

証券コード4446
2024年2月9日
(電子提供措置の開始日2024年2月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目2番3号
株式会社 L i n k - U
代表取締役社長 松 原 裕 樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震により被災されました皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.link-u.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」 「株主総会」 を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「L i n k - U」又は「コード」に当社証券コード「4446」を入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」 を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使いただきたく、お手数ながら「株主総会参考書類」（5頁～20頁）をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に基づき、行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年2月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター1階 RoomB
3. 目的事項
決議事項
- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役4名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

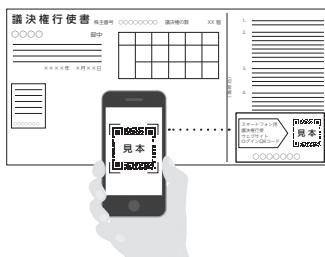


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

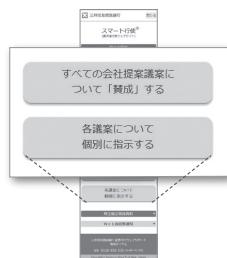
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

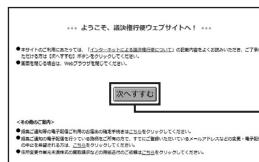
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

持株会社体制への移行を目的として、当社100%出資の分割準備会社である株式会社Link-U Technologies（以下、「承継会社」といいます。）に当社のサーバープラットフォーム事業を承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うこととし、本吸収分割にかかる吸収分割契約を2023年12月25日に締結いたしました。

本議案は、上記吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

なお、2024年3月1日をもって、当社は、「Link-Uグループ株式会社」に商号を変更する予定であります。

### 2. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社グループは、「世の中の課題を技術で解決する」という経営理念のもと、自社設計のオリジナルサーバーを基軸としたデータ配信と、そのデータを適切に蓄積・分析・処理するAIソリューションを併せてワンストップで提供するサーバープラットフォームビジネスを展開しております。

特に注力しているマンガ配信サービスにおいては、サーバープラットフォームやアプリケーション等の開発のみに留まらず、サービスの立ち上げからサービスの運用、広告の製作・運用まで、ワンストップで提供しており、出版社などのデジタル化推進におけるパートナーとして、取り組んでまいりました。

一方、マンガ配信サービスを取り巻く環境は、昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費動向の変化や世界的な海賊版マンガサイトの動向などにより大きく変化しており、当社グループにおいても、日々、取り組むべき社会的な課題の変化に対応し、ビジネスモデルをアップデートしてまいりました。

この度、海外での事業展開の強化、新規事業への参入による事業領域の拡大やM&Aによる事業規模の拡大、役職員の意識改革によるグループ連携強化やグループ経営資源配分の最適化、業務執行スピードの向上などを目的とし、持株会社体制へ移行することとしました。

### 3. 吸収分割契約の内容の概要

#### 吸収分割契約書

株式会社Link-U（以下「甲」という。）と株式会社Link-U Technologies（以下「乙」という。）は、甲がサーバープラットフォーム事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

#### 第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

##### (1)吸収分割会社（甲）

商号：株式会社Link-U

住所：東京都千代田区外神田二丁目2番3号

##### (2)吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社Link-U Technologies

住所：東京都千代田区外神田二丁目2番3号

#### 第3条（承継する権利義務）

- 1.本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙1のとおりとし、別紙1に記載のない権利義務は承継しない。ただし、本権利義務の承継につき、本契約締結後に法令その他の規制上又は契約上の定めにより、承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、本権利義務から除外することができる。
- 2.甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第6条で定義する。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
- 3.本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

#### 第4条（分割対価の交付）

乙は、本会社分割に際し、本権利義務の対価を支払わない。

#### 第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

#### 第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年3月1日とする。ただし、本分割に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第7条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する機関決定、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

#### 第8条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

(1)第7条に定める甲及び乙の適法な機関決定による本契約の承認が得られたこと。

(2)本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等がある場合、効力発生日の前日までにかかる承認又は許認可等が得られていること。

#### 第9条（競業禁止義務）

甲は、乙に対し、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わない。

#### 第10条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

#### 第 11 条 (費用・公租公課)

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

#### 第 12 条 (本契約の変更、解除及び終了)

- 1.本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
- 2.本契約は、効力発生日（第6条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第8条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

#### 第 13 条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2023年12月25日

(甲)

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル9F  
株式会社Link-U  
代表取締役CEO 松原 裕樹

(乙)

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル9F  
株式会社Link-U Technologies  
代表取締役CEO 山田 剛史

## 別紙1

### 承継権利義務明細書

甲は、2023年7月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

#### 1.承継する資産

##### (1)流動資産

###### ① 現金

2023年12月25日現在の承継対象権利義務等に基づいて算出される額（40,172,646円）を基礎とし、効力発生日に至るまでの増減を加除した金額

###### ② 本事業に属する売掛金、未収入金、前払費用、立替金、貯蔵品及びその他の流動資産

##### (2)固定資産

###### ① 有形固定資産

本事業に属する工具器具備品等の有形固定資産

###### ② 無形固定資産

本事業に属するソフトウェア、コンテンツ資産等の無形固定資産

###### ③ 投資その他の資産

本事業に属する長期繰延税金資産等の投資その他の資産

#### 2.承継する負債

##### (1)流動負債

本事業に属する未払金、未払費用、前受金、預り金、受注損失引当金等の流動負債

##### (2)固定負債

本事業に属する長期借入金等の固定負債

#### 3.承継する雇用契約等

本事業に主として従事する甲の従業員（正社員、契約社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等含む。）との間の雇用関係における契約上の地位及びそれに付随する権利義務

#### 4. 承継するその他の権利義務等

##### (1)契約（雇用契約を除く。）

本事業に関して甲が締結した取引基本契約、業務委託契約、秘密保持契約その他本事業に関する一切の契約（基本契約に基づく個別契約を含む。）に係る契約上の地位、及びこれらの契約により発生した一切の権利義務のうち法令上承継可能なもの。但し、当該契約上、本分割による契約上の地位及び権利義務の移転が認められないものについては、効力発生日の前日までに本分割による契約上の地位及び権利義務の移転について契約の相手方から承諾が得られなかったものを除く。

##### (2)知的財産及び知的財産権

本事業に関するソフトウェアその他の知的財産及び著作権、商標権（出願中のものも含む。）その他の知的財産権

以上

#### 4. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

##### (1)対価の相当性に関する事項

###### ①対価の総数に関する事項

本会社分割に際して、承継会社は、当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付を行いませんが、当社は、承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、係る内容は相当であると判断しております。

###### ②吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本会社分割により承継会社の資本金及び準備金は変動いたしません。

##### (2)新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

### (3)承継会社の成立日における貸借対照表

承継会社の第1事業年度は、会社設立の日である2023年12月15日より2024年7月31日までであり、本書類作成日現在、確定最終事業年度はありません。そのため、以下に、承継会社の設立日における貸借対照表を記載しております。

| 資産の部 |         | 負債・純資産の部 |         |
|------|---------|----------|---------|
| 科目   | 金額      | 科目       | 金額      |
| 未収入金 | 1,000千円 | 株主資本     | 1,000千円 |
|      |         | 資本金      | 1,000千円 |
| 資産合計 | 1,000千円 | 負債・純資産合計 | 1,000千円 |

### (4)吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

#### ①当社

当社の最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

#### ア 投資有価証券の売却の件

当社において、2023年12月6日開催の取締役会において、保有資産の効率的運用を図るため、下記のとおり保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、同日、売却を実施いたしました。これにより、2024年7月期第2四半期連結会計期間に投資有価証券売却益（特別利益）を計上いたします。

- ①売却株式銘柄：分割会社が保有する未上場会社1社の株式
- ②売却日：2023年12月6日
- ③売却益：75,675千円

#### イ 外注委託費（売上原価）の戻入の件

当社において、過年度に計上していた外注委託費に係る契約について、双方の合意に基づき解除を行ったことに伴い、一部費用について発生しないこととなったため、2024年7月期第2四半期連結会計期間において外注委託費（売上原価）の戻入として65,300千円が発生いたしました。

#### ②承継会社

承継会社には会社成立の日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2024年3月1日（予定）をもって持株会社体制へ移行いたします。事業会社から持株会社への組織変更に伴い、商号変更、事業目的の変更及び取締役の員数の上限の変更並びに役付取締役の名称変更を行うものであります。

併せて、上記の商号変更は、第1号議案が承認可決されることを条件とし、本吸収分割の効力発生日である2024年3月1日にその効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

(2) 会計監査人の職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、責任免除及び会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                     | 変 更 案                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当社は、株式会社L i n k - Uと称し、<br>英文ではLink-U Inc.と称する。 | (商号)<br>第1条 当社は、 <u>Link-Uグループ株式会社</u> と称し、<br>英文では <u>Link-U Group Inc.</u> と称する。                    |
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                            | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                                                      |
| (1) ~ (9) (条文省略)                                            | (1) ~ (9) (現行どおり)                                                                                     |
| (新設)                                                        | <u>(10) キャラクター商品の譲渡並びにこれらの仲介、代理</u>                                                                   |
| (新設)                                                        | <u>(11) 出版物（電子書籍を含む）の企画、配信並びに販売</u>                                                                   |
| (新設)                                                        | <u>(12) 前各号の業務及びこれらに付帯又は関連する一切の業務を営む会社並びにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること</u> |
| <u>(10)前各号に附帯関連する一切の業務</u>                                  | <u>(13) 前各号に附帯関連する一切の業務</u>                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長、取締役CTO、取締役CFO各1名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> | <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役グループCEO</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役グループCEO</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役グループCEO、その他役付取締役</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役グループCEO</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役グループCEO</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役グループCEO</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> |



### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役志村優太氏は本臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。

つきましては、当社の経営体制の強化を図るため、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                               | 現在の当社における地位           |          |
|-------|----------------------------------|-----------------------|----------|
| 1     | 藤田 貴弘<br><small>ふじた たかひろ</small> | 管理統括 兼 執行役員経営管理本部長    | 新任       |
| 2     | 土屋 達示<br><small>つちや たつじ</small>  | 執行役員テクノロジーソリューション本部長  | 新任       |
| 3     | 中田 雄太<br><small>なかた ゆうた</small>  | 執行役員クリエイティブ本部長兼デザイン部長 | 新任       |
| 4     | 萩生田 彩<br><small>はぎうだ あや</small>  | -                     | 新任 社外 独立 |

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふじ た たか ひろ  
藤田 貴弘

(1978年10月17日生) 所有する当社の株式数……………一千株

新任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|          |                           |          |          |                         |              |
|----------|---------------------------|----------|----------|-------------------------|--------------|
| 2005年 4月 | 株式会社アビ                    | 代表取締役社長  | 2023年10月 | リベラルマーケティング株式会社         | 代表取締役社長 (現任) |
| 2014年12月 | 株式会社社商業藝術                 | 取締役管理本部長 | 2023年12月 | 株式会社Link-U Technologies | 取締役CFO (現任)  |
| 2022年12月 | 当社入社                      |          | 2024年 1月 | 株式会社Brightech           | 管理部長 (現任)    |
| 2023年 3月 | 当社執行役員経営管理本部長             |          |          |                         |              |
| 2023年 8月 | 当社管理統括 兼 執行役員経営管理本部長 (現任) |          |          |                         |              |

**【重要な兼職の状況】**

リベラルマーケティング株式会社 代表取締役  
株式会社Link-U Technologies 取締役CFO  
株式会社Brightech 管理部長

**取締役候補者とした理由**

藤田貴弘氏は、株式会社社商業藝術において取締役管理本部長としての豊富な実績があり、2022年12月に当社に入社以降、当社グループの経営管理に大きな役割を果たしております。当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

つち や たつ じ  
土屋 達示

(1986年11月22日生) 所有する当社の株式数……………一千株

新任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|          |               |          |          |                             |  |
|----------|---------------|----------|----------|-----------------------------|--|
| 2013年 2月 | 株式会社アラテ入社     |          | 2023年 3月 | 当社執行役員開発本部長 兼 開発部長          |  |
| 2016年 7月 | 当社入社          |          | 2023年 8月 | 当社執行役員テクノロジーソリューション本部長 (現任) |  |
| 2018年 4月 | 当社技術開発部長      |          |          |                             |  |
| 2022年 9月 | 株式会社Brightech | 取締役 (現任) |          |                             |  |

**【重要な兼職の状況】**

株式会社Brightech 取締役

**取締役候補者とした理由**

土屋達示氏は、エンジニアとしての高い専門性を有しており、2016年に当社に入社以降、当社グループの技術面での発展に大きく寄与しております。当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

なか た ゆう た  
**中田 雄太** (1987年6月13日生)

所有する当社の株式数 ……………一千株

新任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

2013年 4月 株式会社サイバーエージェント入社 2023年 3月 当社執行役員クリエイティブ本部長  
2017年 7月 当社入社 兼 デザイン部長 (現任)  
2019年 8月 当社デザイン部長

**【重要な兼職の状況】**

—

**取締役候補者とした理由**

中田雄太氏は、デザイナーとしての高い専門性を有しており、2017年に当社に入社以降、当社のクリエイティブ面での大きな役割を果たしてまいりました。当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

はぎ う だ あや  
**萩生田 彩** (現姓 川良)  
(1984年12月7日生)

所有する当社の株式数 ……………一千株

新任

社外

独立

**【略歴、地位及び担当】**

2011年11月 最高裁判所司法研修所入所 2017年 5月 株式会社CREA LEGAL設立、同社  
2012年12月 熊谷法律事務所入所 代表取締役就任 (現任)  
2013年 7月 東京さくら法律事務所 共同経営参画 2017年10月 NEXTi法律会計事務所設立、同事務所代表就任 (現任)

**【重要な兼職の状況】**

株式会社CREA LEGAL 代表取締役  
NEXTi法律会計事務所 代表

**社外取締役候補者とした理由及び期待する役割**

萩生田彩氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見に基づいた適切な助言や監督等の職務を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。  
2. 萩生田彩氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 萩生田彩氏は、旧姓及び職務上の氏名を表示しております。  
4. 萩生田彩氏が選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であ

ります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 当社は、当社における取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担することとしておりますが、各取締役候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。
6. 萩生田彩氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役池田裕氏及び高木伸學氏は本臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきまして、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

さ さ ぐ ち      か つ   よ し  
**笹 口      勝 好** (1945年4月30日生)

所有する当社の株式数 ……………株

|           |                                  |                                  |  |
|-----------|----------------------------------|----------------------------------|--|
| <b>新任</b> | <b>【略歴、地位】</b>                   |                                  |  |
| <b>社外</b> | 1969年 4月 協和発酵工業株式会社入社            | 2001年11月 協和発酵工業株式会社 医薬管理部        |  |
| <b>独立</b> | 1994年 4月 協和発酵工業株式会社 海外事業企画部次長    | 長                                |  |
|           | 1996年 8月 協和発酵EuropeGmbH 社長       | 2004年 6月 協和エンジニアリング株式会社 取締役管理本部長 |  |
|           | 1996年 8月 協和発酵UK,Ltd 社長           | 2006年 9月 NTA Group Pty Ltd入社     |  |
|           | 1996年 8月 Kyowa Italiana S.R.L 社長 | 2008年 1月 Jellyfish.株式会社 常勤監査役    |  |

### 【重要な兼職の状況】

—

### 社外監査役候補者とした理由

笹口勝好氏は長年にわたり企業経営に携わっており、企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験に加え、常勤監査役としても経験を有していることから、当社の監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役候補者としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 笹口勝好氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 笹口勝好氏は、社外監査役候補者であります。
3. 笹口勝好氏が選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、当社における取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担することとしておりますが、笹口勝好氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。
5. 笹口勝好氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。

#### 第5号議案 退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件

監査役池田裕氏及び高木伸學氏は本臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任されます。在任中の労に報いるため、両氏の役員報酬1年分相当額の退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴                                     |
|-------|----------------------------------------|
| 池田 裕  | 2015年10月 当社常勤監査役<br>2021年10月 当社監査役（現任） |
| 高木 伸學 | 2016年10月 当社監査役（現任）                     |

以上



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
御茶ノ水ソラシティ  
カンファレンスセンター1階 RoomB



交通 JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口より 徒歩1分  
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 B2出口 直結  
東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅 出口1より 徒歩4分  
都営新宿線「小川町」駅 B3出口より 徒歩6分